奈良県告示第三百二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、奈良市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があった。

この処分は、平成二十年二月四日からその効力を生ずる。

なお、関係の区域は、別図一（変更前）及び別図二（変更後）のとおりである。

平成十九年十二月四日

奈良県知事　荒　井　正　吾

他の町を編入する町	他の町に編入される町	編入される区域
西千代ヶ丘三丁目	中町（一部）	中町二〇九八の三から二〇九八の五まで
	千代ヶ丘二丁目（一部）	千代ヶ丘二丁目八の二四、八の四九から八の五二まで、八の五四、八の五五及び八の六六から八の六八まで

別図 1
(変更前)
N
千代ヶ丘二丁目
千代ヶ丘二丁目(一部)
千代ヶ丘三丁目
西千代ヶ丘三丁目
公園
中町(一部)
中町
藤ノ木台二丁目
凡例
現町界
新町界
0
125m

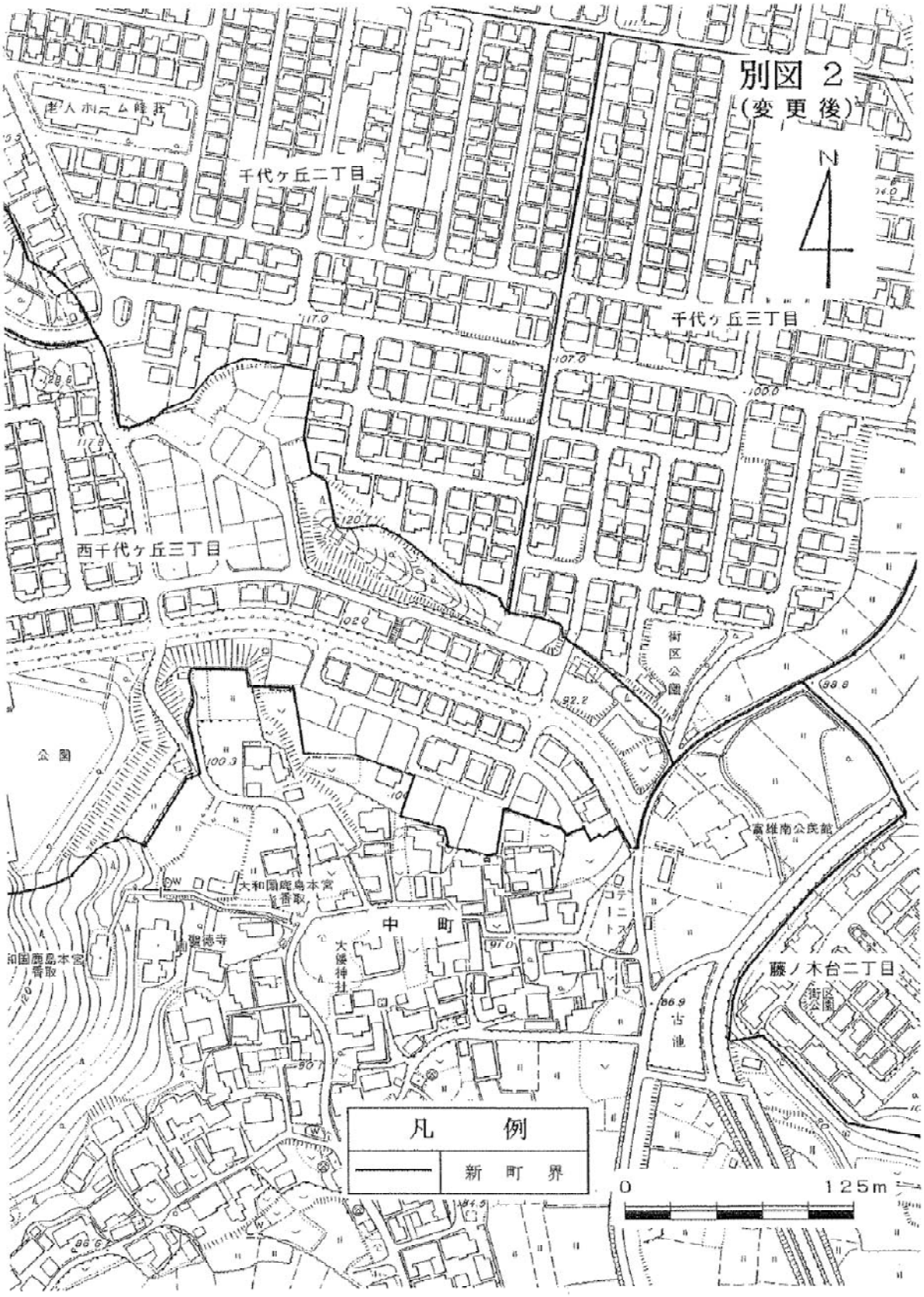
別図 2
(変更後)
N
千代ヶ丘二丁目
千代ヶ丘三丁目
西千代ヶ丘三丁目
老人ホーム峰荘
街区公園
公園
大和国鹿島本宮
香取
翠徳寺
中町
大優神社
コーポ
富雄南公民館
藤ノ木台二丁目
街区公園
古池
凡例
新町界
0
125m